

秋田県公安委員会告示第90号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和6年9月17日

秋田県公安委員会委員長 渡部 克宏

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
148	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ	PシャカRUSH Z 1	第4P0881号
149	株式会社ビスティ 代表取締役 東郷 裕二 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	Pゴジラ対エヴァンゲ リオン2R	第4P0672号
150	株式会社オニオン 代表取締役 山岡 尚行 大阪府東大阪市長田中一丁目3番17号	回胴式	SスターハナハナMX -30	第4S0585号